

4 基本施策

【基本目標1 子どもの意見表明・参加の促進】

子どもが互いの権利を尊重し合い、豊かな人間性をはぐくんでいくことができるよう、さまざまな場面において、子どもが意見を表明し、参加、体験する機会を充実するとともに、子ども自らが行う主体的な学びの支援を進めます。

具体的には

基本施策1 子どもが意見表明しやすい雰囲気づくり

- ① 子どもの参加を進めるうえでの実践的な技法を学んだ「子どもサポーター養成講座」の修了者の活用により地域における子どもの参加を推進し、これを通して、子どもの意見表明に関する理解を進めていきます。
- ② 出前講座を利用し、子どもの権利、特に子どもの意見表明・参加に関する理解促進に努めます。

基本施策2 子どもの参加の機会の充実と支援

新規

- ① 円山動物園や青少年科学館等の子どもが利用する施設において「子ども運営委員会」^{※1}を設置するなど、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めていきます。
- ② 市が子どもに大きくかかわる施策や事業を実施する際には、例えば「子ども企画委員会」などの子どもの意見を反映する組織を設け、企画段階から子どもの参加を積極的に進めていきます。
- ③ 生徒会活動等による、学校のきまりごとの共通の関心事について話し合う場に子どもが参加する取組や子どもが主体的に活動に参加することを促す取組のほか、子ども同士が支え合う取組（ピア・サポート^{※2}など）が進むよう、教材の研究・開発などにより学校に対する支援を行います。
- ④ 子どもが地域の重要な一員として、身近な地域のまちづくりに主体的にかかわることができるよう、学校、町内会など地域の団体との連携や、地域の行事等への子どもの参加について、まちづくりセンターの調整機能を生かして地域へ働きかけていきます。
- ⑤ 「市民向け子どもの参加の手引き」の活用などにより、地域における子どもの参加をより一層進めていきます。



基本施策3 子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援

新規

- ① すべての幼稚園・学校が、札幌らしい特色ある学校教育を推進し、「雪」「環境」「読書」のテーマに沿った取組を進め、将来の札幌を支え、国際社会で活躍する自立した市民・社会人の育成を目指します。
- ② 子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」や職業体験などの取組がなされるよう、地域や各企業に対して働きかけていきます。
- ③ 既存のストックを活用した「プレーパーク^{※3}事業」など、地域での多様な体験機会の充実を図ります。

【基本目標2 子どもを受け止め、はぐくむ環境づくり】

子どもがいつでも、周りから受け止められていると実感し、安心して人間関係を築き、日々の生活を過ごすことができる居場所づくりや、さまざまな活動を通して自分自身を確立していくことができる環境づくりを進めます。

具体的には

基本施策1 子どもが安心して過ごすための居場所づくり

- 新規
- ① 子どもに関する身近な相談・支援機関である区役所と高度な専門相談に対応する児童相談所との役割分担や機能強化、社会的養護体制の充実など、児童相談所の将来構想に基づき子どもの権利擁護体制の強化を図ります。
 - ② 札幌市が認定した家庭的保育者の居宅等において、保育を行う家庭的保育事業（保育ママ）を実施し、多様化する保育ニーズに対応します。
 - ③ 「ワーク・ライフ・バランス^{※4}」の普及啓発と取組促進を目的として、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を、札幌市独自の基準で認証し、さまざまな支援を行います。
 - ④ 発達障がいのある幼児等、特別な教育的支援が必要な幼児が小学校に安心して就学できるよう、幼稚園、保育所、小学校の担当者が支援体制の構築を図るための連絡会の充実を図ります。
 - ⑤ フリースクールなどの民間施設との情報交換や連携を進めるとともに、その支援のあり方を研究し、対策を進めます。
 - ⑥ 学校において全児童生徒を対象にした「いじめに関する実態調査」の実施や、24時間いじめ電話相談事業などにより、いじめの早期発見・早期対応に努めます。また、ネットトラブルから子どもを守るために、札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会を設置し、情報モラル教育の推進に取り組みます。
 - ⑦ 放課後の居場所を確保するため、ミニ児童会館の整備を進めるとともに、児童数が少ないなど、ミニ児童会館整備の優先順位が低い小学校においては、放課後子ども教室推進事業等により居場所づくりを推進します。
 - ⑧ 留守家庭児童対策を充実するため、児童クラブの登録児童及び民間児童育成会の助成対象児童について、対象学年を現行の「小学校3年生まで」から「小学校4年生まで」に拡大することを検討します。
 - ⑨ 若者支援総合センターにおいて、引きこもりやニートなど社会生活を円滑に営むうえで困難を有する中学卒業後の子どもに対して、就労支援などを行うとともに、児童会館を活用した学び直しのサポートを行うなど、社会的自立を継続的に支援します。

基本施策2 活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり

- 新規
- ① 既存のストックを活用した「プレーパーク^{※3}事業」など、地域での多様な体験機会の充実を図ります。（再掲）
 - ② 児童会館が、中学生・高校生の地域における居場所のひとつとして十分な役割を果たしていくよう、実施状況や事業内容を検証し、利用しやすい環境整備、地域との連携や中学生・高校生の主体性に配慮した取組の充実を図ります。
 - ③ 地域福祉及びボランティア活動への理解を深め、継続的な参加を促すための支援を行います。

【基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済】

権利侵害に対し迅速かつ適切に救済を図るための救済体制の整備・充実はもちろんのこと、権利侵害についての正しい理解を進め、これを起こさない環境の実現を図ります。

具体的には

基本施策1 子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実

- ① 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）において、子どもが相談しやすい体制を維持するほか、関係機関との円滑な連携協力を図ります。
- ② 学校において全児童生徒を対象にした「いじめに関する実態調査」の実施や、24時間いじめ電話相談事業などにより、いじめの早期発見・早期対応に努めます。また、ネットトラブルから子どもを守るため、札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会を設置し、情報モラル教育の推進に取り組みます。（再掲）
- ③ 子どもに関する身近な相談・支援機関である区役所と高度な専門相談に対応する児童相談所との役割分担や機能強化、社会的養護体制の充実など、児童相談所の将来構想に基づき子どもの権利擁護体制の強化を図ります。（再掲）
- ④ 被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力のもとで対応していくことを目的に設営・運営する「要保護児童対策地域協議会^{※5}」の協議対象者を、要保護児童のほか、要支援児童などにも拡大するとともに、区保健センターが実施する「区要保護児童対策地域協議会」との連携を強化していきます。
- ⑤ 児童虐待対応の手引きをすべての教員に配布するとともに、これに基づく教員を対象とした研修会を実施するなど、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、不登校児童生徒の中で、子どもの安否が確認できないなど学校が対応に苦慮している事案について、外部の専門の知識を有したスクールソーシャルワーカーや医師などの専門家、児童相談所をはじめとする関係機関と連携して学校の対応を支援する学校支援相談窓口を開設し、問題の解決に努めます。

新規

基本施策2 権利侵害を起こさない環境づくり

- ① 外国籍の子どもや障がいのある子どもなど、さまざまな立場の子どもに対する理解を深め、違いを認め尊重し合う意識を醸成する機会を充実します。
- ② 民族教育や男女平等教育などを充実し、子どもに対する人権教育を推進します。
- ③ 小学校高学年を対象とした福祉読本を発行し、福祉の啓発を図るとともに、障がいのある人や高齢者に対する正しい知識の理解促進を図ります。
- ④ 札幌市アイヌ施策推進計画に基づき、札幌市アイヌ文化交流センターにおいて、小中高校生を対象に伝統舞踊などアイヌ伝統文化の体験事業を引き続き実施するほか、今後、小・中学生向けの副読本の授業での活用や伝統文化・歴史等について知識を有するアイヌ民族がゲストティーチャーとして、小・中学校を訪問し、授業を行うなど、アイヌ民族を尊重し共生していく環境づくりを行っていきます。
- ⑤ 助産師や保健師などが家庭を訪問し育児相談や保健指導を行う「母子保健訪問指導事業」を実施します。また、市内の医療機関において「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら家庭訪問等による育児支援を行う「育児支援家庭訪問事業」を実施します。

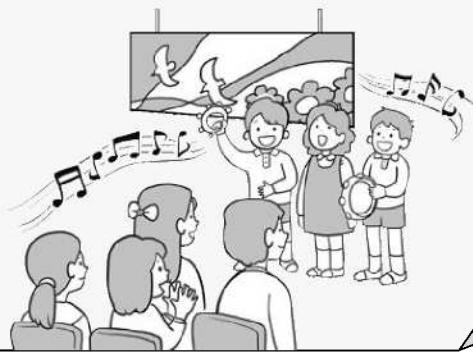
【基本目標4 子どもの権利を大切にする意識の向上】

市民一人ひとりが子どもの権利に関心を持ち、行動ができるよう、さまざまな機会を通して理解を進めます。

具体的には

基本施策1 子どもの権利に関する広報普及

- ① 子どもの権利に関するパンフレットやニュースレターのほか、幼児や小学校低学年に対する成長・発達段階に応じた啓発資料の作成、テレビなどのメディアの活用など、効果的な広報啓発活動に取り組みます。
- ② さっぽろ子どもの権利の日^{※6}の事業について、「子ども企画委員会」の設置など、事業の企画段階から子どもの参加を進めるほか、他部局等との連携をより一層進めていきます。



基本施策2 子どもの権利に関する学びの支援

新規

- ① 小・中学校を訪問し、子どもの参加などに関する「出前授業」を実施し、子どもの権利に対する理解を深めます。
- ② 保育所職員の資質の向上を図り、子育て支援を効果的に進めるための知識や技術の習得を目的として、研修の実施などの支援を行っていきます。
- ③ 子どもの権利に関する指導のあり方等について研究し、その成果を公開授業や各種研修会、教育課程編成の手引きなどを通じて情報提供を行うなど、子どもの権利に関する教職員研修のより一層の充実を図ります。

注釈一覧

※1 「子ども運営委員会」：現在、札幌市内に164ある全ての児童会館・ミニ児童会館では「子ども運営委員会」が設置され、会館の利用方法などに子どもの意見を反映

※2 「ピア・サポート」：子ども自らの問題を、自ら調整し解決できることを目指し、子どもが互いに思いやり、助け合い、支え合う人間関係をはぐくむために、困っている子どもを周りの子どもが手助けする方法など、子ども同士での助け合いについて学ぶ活動

※3 「プレーパーク」：子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」を原則に、公園等を活用し、規制を極力排除した子どもの遊び場

※4 「ワーク・ライフ・バランス」：仕事のやりがいや責任と、家庭や地域での充実した生活が調和し、両立できること

※5 「要保護児童対策地域協議会」：被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下で対応していくことを目的に、児童福祉法において規定された協議会

※6 「さっぽろ子どもの権利の日」：子どもの権利条例第5条では、11月20日を「さっぽろ子どもの権利の日」とし、子どもの権利について市民の関心を高めるため、この日にふさわしい事業を行うことを規定している。なお、11月20日は、国連総会で子どもの権利条約が採択された日